

豊橋市立岩西小学校北・中校舎長寿命化改良工事（詳細設計付）

要 求 水 準 書

（案）

令和3年4月

豊橋市

目次

要求水準本文

第1	総則	1
1	本要求水準書の位置づけ	1
2	工事目的	1
3	工事対象	1
4	工事内容	1
5	留意事項	1
6	従事者の要件等	2
7	遵守すべき法制度等	2
8	スケジュール	5
9	関連資料等の取扱い	5
第2	設計要求水準	5
1	基本事項	5
2	設計の基本方針	7
3	設計に関する要求水準	8
第3	施工要求水準	9
1	基本事項	9
2	施工の基本方針	9
3	施工に関する要求水準	10
第4	仮設校舎の整備等に関する要求水準	12
1	基本事項	12
2	仮設校舎整備の要求水準	15
3	引越しに関わる要求水準	20

添付資料

別紙１・・・全体配置図

別紙２・・・予定工程

別紙３・・・提出書類一覧（設計）

別紙４・・・改修後の平面レイアウト（１階、２階、３階）

別紙５・・・提出書類一覧（施工）

別紙６・・・仮設計画図（１期、２期、３期、４期）

別紙７・・・仮設校舎配置図

別紙８・・・仮設校舎平面図（１期、２期、３期、４期）

別添－１・・・岩西小学校設計仕様（建築工事）

「各部位の改修方法、改修後の仕上げ」

「各室の家具類、黒板、掲示坂の改修内容」

「各室の建具類の改修内容」

別添－２・・・岩西小学校設計仕様（電気設備工事）

「設計・施工対象一覧表（電気設備）」

「設計基本仕様（電気設備）」

「設計基本図（電気設備）」

別添－３・・・岩西小学校設計仕様（機械設備工事）

「設計施工範囲概要一覧表（機械設備）」

「各設備設計要求水準（機械設備）」

「機械設備工事設計マニュアル」

別添－４・・・仮設校舎標準仕様・参考図

別添－５・・・アクセスポイント・充電保管庫移設リスト

別添－６・・・物品移設リスト

別添－７・・・地盤調査報告書（参考）

別添－８・・・建築改修工事特記仕様書（建築工事・電気設備工事・機械設備工事）

第1 総則

1 本要求水準書の位置づけ

本要求水準書は、豊橋市（以下「市」という。）が発注する豊橋市立岩西小学校北・中学校舎長寿命化改良工事（詳細設計付）（以下「本工事」という。）の工事請負契約の遂行について、本工事を受注する民間事業者（以下「受注者」という。）に要求する最低限満たすべき水準を示すものである。

なお、本要求水準書における水準とは、要求水準書等に関する質問に対する回答、本要求水準書、各種仕様書等及び設計図書に記載の内容及び水準をいい、本工事を実施するにあたり満たすべき水準となる。

2 工事目的

本工事は、市が推進する小中学校の長寿命化改良事業に関するこれまでの設計・施工実績を踏まえ、設計と施工を一括で発注し、設計仕様の標準化による効率化及びコスト縮減を図るとともに、設計段階から現場施工の視点を加えることで、施設の長寿命化を目的としたより効果的で精度の高い工事を行うことを目的とする。

3 工事対象

本工事の対象は、別紙1「全体配置図」に示す既設校舎部分、仮設校舎、仮設渡り及び屋外設備機器類とそれらの付帯施設とする。（工事に伴い必要となる屋外配線、配管等の新設又は更新及びその布設に伴う外構等の撤去、復旧並びに職員仮設駐車場整備も含む。）

4 工事内容

本工事には下記の内容を含むものとする。

(ア) 長寿命化改良工事の設計（以下、「設計」という。）

(イ) 長寿命化改良工事の施工（以下、「施工」という。）

(ウ) 仮設校舎の整備等

(エ) 国庫補助実績報告関係書類の作成支援

①施工前後の写真一覧表の作成 ②工事費内訳明細書の作成

5 留意事項

本工事の遂行にあたっては、以下の事項に留意する。なお、個別の留意事項は、別途記載する。

(1) 計画の妥当性（確実な実施体制の構築）

ア 本工事の目的を踏まえた計画を作成する。

イ 効率的、効果的に工事を遂行できるよう、適した能力及び経験を有する企業による確実な実施体制を構築する。

ウ 妥当性があり、かつ、実施可能なスケジュールを計画する。

(2) リスクへの適切な対応

契約書に定める内容に従い、予想されるリスクを適切に把握し、対応策について、あらかじめ十分な検討を行い、受注者が有するリスクを適切に配分することで、工事期間中に発生したリスクに対して的確に対応できる方策を講じる。

(3) 地域社会・地域経済への貢献

工事の実施に伴い、本工事の一部を第三者に委託又は請け負わせるにあたっては、地域経済への貢献に積極的に取り組む。

(4) 環境負荷の低減

- ア 工事全体を通じて環境負荷の低減に十分配慮する。
- イ 工事に使用する材料の選定や施工方法において、環境負荷を低減するための工夫を行う。

(5) 学習環境の継続的な確保

施工にあたっては、児童等の学習環境及び安全に十分配慮した施工計画及び工程計画を策定し、確実に実施する。

6 従事者の要件等

受注者及び受注者から受託又は請け負うその他の従事者等（以下「従事者」という。）は、以下の事項に従う。

- (ア) 受注者及び従事者は、互いに打合せを十分に行い、本工事を円滑に進める。
- (イ) 受注者及び従事者は、本工事の実施場所が学校であることを踏まえ、良好な教育環境の維持に配慮し、市と十分に協議する。
- (ウ) 本工事の実施にあたって、市等と協議した場合には、その協議記録を作成・保管し、市等からの指示があるときは、当該協議記録を提出する。上記以外に、近隣への対応、当該所轄官庁への申請、届出、協議等を行った場合には、その協議記録等を作成・保管し、市等からの指示があるときは、当該協議記録等を提出する。なお、申請書・届出等の副本は市に提出する。
- (エ) 受注者及び従事者が学校に立ち入る際は、従事者であることを容易に識別できる服装で腕章等を着用する。

7 遵守すべき法制度等

- (ア) 本工事の遂行に際しては、以下の法令、条例、規則、要綱を遵守し、各種基準、指針等は、本工事の要求水準と照らし合わせて適用する。
- (イ) 以下に記載の有無に関わらず本工事に関連する法令等があれば遵守する。なお、適用基準等は着手時の最新版を使用する。

(1) 法令等

- ア 計量法
- イ 消防法
- ウ 労働安全衛生法
- エ 労働基準法
- オ 電気事業法
- カ 騒音規制法
- キ 振動規制法
- ク 学校保健安全法
- ケ 建築基準法
- コ 建築士法
- サ 建設業法
- シ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ス 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- セ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ソ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- タ 大気汚染防止法
- チ 石綿障害予防規則
- ツ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
- テ 高圧ガス保安法
- ト ガス事業法
- ナ 液化石油ガスの保安確保及び取引の適正化に関する法律
- ニ 下水道法
- ヌ 電気設備に関する技術基準を定める省令
- ネ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- ノ 労働者災害補償保険法
- ハ 公共工事の品質確保の促進に関する法律
- ヒ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- フ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

(2) 条例等

- ア 愛知県建築基準法施行条例
- イ 愛知県建築基準法施行細則
- ウ 愛知県温暖化の防止等に関する条例
- エ 愛知県温暖化の防止等に関する条例施行規則
- オ 愛知県環境基本条例
- カ 愛知県循環型社会形成推進条例
- キ 愛知県循環型社会形成推進条例施行規則
- ク 愛知県県民の生活環境の保全等に関する条例
- ケ 愛知県県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則

- コ 愛知県産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例
- サ 愛知県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則
- シ 豊橋市環境保全基本条例
- ス 豊橋市下水道条例
- セ 豊橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- ソ 豊橋市暴力団排除条例
- タ 愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例

(3) 適用基準・指針等

- ア 学校環境衛生基準（文部科学省スポーツ・青少年局長通知）
- イ 小中学校施設整備指針（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部）
- ウ 公共建築工事標準仕様書 建築工事編
- エ 公共建築工事標準仕様書 電気設備工事編
- オ 公共建築工事標準仕様書 機械設備工事編
- カ 建築工事標準詳細図
- キ 公共建築設備工事標準図 電気設備工事編
- ク 公共建築設備工事標準図 機械設備工事編
- ケ 公共建築改修工事標準仕様書 建築工事編
- コ 公共建築改修工事標準仕様書 電気設備工事編
- サ 公共建築改修工事標準仕様書 機械設備工事編
- シ 建築設備設計基準
- ス 建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省国土技術政策研究所、独立行政法人建築研究所監修）
- セ 官庁施設の総合耐震計画基準
- ソ 建築工事監理指針
- タ 電気設備工事監理指針
- チ 機械設備工事監理指針
- ツ 建築保全業務共通仕様書
- テ 建築改修工事監理指針
- ト LP ガス設備設置基準及び取扱要領（高圧ガス保安協会）
- ナ 非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針（有害物質含有等製品廃棄物の適正処理検討会）
- ニ 建築物の解体等に係る石綿飛散対策防止マニュアル（環境省水・大気環境局大気環境課）
- ヌ 「建築物の解体等の作業及び労働者が石綿等にはばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づく石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル(厚生労働省)
- ネ 各種計算基準(一般社団法人 日本建築学会)
- ノ 営繕工事写真撮影要領
- ハ 工事写真の撮り方 建築設備編（一般社団法人 公共建築協会編）

- ヒ 内線規程（一般社団法人 日本電気協会 需要設備専門部会編）
- フ 高圧受電設備規程（一般社団法人 日本電気協会 使用設備専門部会編）
- ヘ 高調波抑制対策技術指針（一般社団法人 日本電気協会 電気技術基準調査委員会編）
- ホ 公共建築工事内訳表標準書式・同解説
- マ 公共建築工事内訳表標準書式[建築設備編]・同解説

※特に記載のないものは国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

※工事期間中に改訂された場合は、改訂内容への対応について市及び受注者で協議を行う。

※その他、本工事の実施にあたり必要となる関係法令等を適用する。

8 スケジュール

ア 本工事の主なスケジュールは以下のとおり。

契約締結日	令和3年9月下旬
設計及び施工期間	契約締結日～令和6年1月末
工事終了	令和6年1月末

イ 設計及び施工期間の具体的な工程は別紙2「予定工程」のとおり。

9 関連資料等の取扱い

ア 市が提供する対象校の図面等の資料は、一般公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外への配付を禁止し、取扱いに注意する。

イ 提供された資料等は、本工事に係わる業務等以外で使用できない。また、不要になった場合には、速やかに返却する。

ウ 提供した資料等を複写等した場合には、内容が読み取られないように処理したうえ、イの返却時までにはすべて廃棄する。

第2 設計要求水準

1 基本事項

(1) 設計の範囲

対象施設の長寿命化改良工事を実施するために必要な設計を行う。設計には、以下の内容を含むものとする。ただし、仮設校舎の整備等に関するものは除く。

- (ア) 詳細設計（建築、電気設備、機械設備の設計図書の作成等）
- (イ) 詳細設計のための現地調査
- (ウ) その他、付随する業務（別紙3「提出書類一覧（設計）」に記す書類等の作成及び提出、並びに設計に伴う各種調整、報告、申請、検査等）

(2) 設計の期間

工事全体のスケジュールに整合させ、受注者が計画する。整合させるスケジュールは設計及び施工期間の具体的な工程（別紙２）による。

(3) 設計体制及び管理技術者の配置

設計を遂行するにあたっては、以下に示す有資格者等を照査技術者及び管理技術者として配置し、設計作業着手前に市の承諾を得る。なお、設計の履行期間中において、その者が当該技術者として著しく不相当と市がみなした場合、速やかに適正な措置を講じる。

ア 照査技術者

- a 設計遂行にあたって、あらかじめ実務経験が豊富な照査技術者を選定し、その者の経歴及び資格を書面にて市に提出し、承諾を得る。
- b 照査技術者は、建築士法による一級建築士でなければならない。

イ 管理技術者

- a 設計遂行にあたって、あらかじめ実務経験が豊富な管理技術者を選定し、その者の経歴及び資格を書面にて市に提出し、承諾を得る。
- b 管理技術者は、建築士法による一級建築士でなければならない。
- c 管理技術者は、照査技術者を兼ねることができない。

(4) 設計内容の協議

ア 設計にあたっては、次の時期に市と打合せを行うこと。

- a 設計着手時
- b 監督員又は管理技術者が必要と認めたとき。

イ 打合せの内容については、書面に記録し、相互に確認する。

(5) 設計変更

市は、必要があると認めた場合、受注者に対し設計の変更を要求することができる。この場合の手続き及び費用負担等は契約書で定める。

(6) 報告及び書類・図書等の提出

- ア 受注者は、別紙３「提出書類一覧(設計)」に示す書類等を作成し、市に提出する。また、作成する作業計画書に基づき、設計作業の進捗状況の説明及び報告を市に随時行うこと。
- イ 設計に関する書類・図書等の著作権は市に帰属する。

(7) 現地調査

- ア 現地調査の実施は、学校の運営に支障をきたすことのないよう事前に調査日時を市と調整し行うこと。
- イ 調査する者は、本工事の従事者であることが容易に識別できる腕章等を着用すること。

ウ 調査は周囲の安全に配慮すること。

2 設計の基本方針

(1) 設計全般の方針

- ・本工事の目的に沿う長寿命化改良工事となるよう確実性、妥当性の高い設計計画とし、それを実現できる設計体制とする。
- ・リサイクル材やリサイクル性の高いエコマテリアルの積極的採用に努め、環境負荷低減に配慮する。

(2) 建築設計の方針

- ・安全性、耐久性、経済性を踏まえて長寿命化を実現するために最適な資材を選定し、設計する。
- ・各部の仕様、納まりが同一にできる部分の標準化を積極的に進め、設計・施工の効率化及びコスト縮減を図る。
- ・設計段階から過去に実施された同種工事の現場施工実績を踏まえた施工方法や各部納まりを検討することで、既設状況と十分整合性のとれた適切かつ精度の高い設計とする。

(3) 設備設計の方針

- ・建築設備は、快適な室内環境を創造し、公衆の利便と公務の能率の向上に寄与するよう、次の事項に配慮して計画するものとする。

ア 建築設備の条件

○快適性及び利便性

適切なサービスを確保するため、快適性及び利便性を考慮したものとする。

○安全性

機器単体のみならず、システム全体として安全なものとする。

○管理性

設備システムは、保守管理が容易かつ信頼性の高いものとする。

○経済性

建設費のみならず、保全関連経費も併せて経済性を考慮して計画するものとする。

○将来対応

将来の機能増加、使用調整等にも経済的に対応できるものとする。

イ 建築設備の機能

温度、湿度、音、衛生等の環境要素を満足な範囲に維持できる機能を有するものとする。

ウ 建築設備の監視制御

運転、計測、警報等の監視制御は、建物の用途、性格に見合った適正なものとし、各設備の機能の確保、効率運転又は異常状態の早期発見が可能なものとする。

3 設計に関する要求水準

(1) 一般的要件

- ア 設計内容について、設計作業計画書に基づき随時、監督員と課題事項等を協議するとともに進捗状況等を報告し、適宜打合せ議事録を作成して相互に確認すること。
- イ 設計成果物の提出に不備、不足がないことを確認するとともに、本要求水準書を満足していることを確認したことを示す要求水準チェックリストを作業段階ごとに作成し、事前に市に提出して確認を得ること。

(2) 各種関係機関との調整

- 電気事業者、ガス事業者、通信事業者等に対して必要な調整を行い、議事録を作成すること。

(3) 各種申請等

- 設計にあたり必要となる各種許可申請、届出等がある場合は、受注者の責任において、適切に実施すること。

(4) 検査

- ア 受注者は、設計が完了した場合には、速やかに照査技術者による自主検査を実施し、要求水準を満たしていることの確認を含め、検査の結果を市に報告すること。
- イ 受注者は、上記の自主検査後、施工に着手する前までに、市の完了確認を受けること。なお、管理技術者が市の完了確認に立会うものとし、完了確認での指摘事項は施工の着手までに修正を完了させること。

(5) 建築設計での要求水準

- ア 改修後の平面レイアウトは別紙4「改修後の平面レイアウト（1階、2階、3階）」による。
- イ 各部位の改修方法、改修後の仕上げ、その他の詳細部分の改修工法、仕様、納まり等は別添-1「岩西小学校設計仕様（建築工事）」による。

(6) 電気設備設計での要求水準

- ア 改修後の平面レイアウトは建築設計による。
- イ 設計・施工の対象、各設備の基本仕様及び設計の基となる基本図については別添-2「岩西小学校設計仕様（電気設備工事）」による。

(7) 機械設備設計での要求水準

- ア 改修後の平面レイアウトは建築設計による。
- イ 設計施工範囲概要、各設備の設計要求水準及びその他設計詳細については、別添-3「岩西小学校設計仕様（機械設備工事）」による。

(8) その他の要求水準

上記（５）、（６）、（７）による他、本工事特記仕様書（別添－８）による。

第３ 施工要求水準

１ 基本事項

（１） 施工の範囲

受注者は、本要求水準書記載の事項に基づき、詳細設計において作成した設計図により長寿命化改良工事を施工する。また、施工には以下の内容を含むものとする。ただし、仮設校舎の整備等に関するものは除く。

（ア） 施工のための事前調査

（イ） 施工（長寿命化改良工事に係る一切の工事）

（ウ） その他、付随する作業（別紙５「提出書類一覧（施工）」に記す書類等の作成、提出または提示。並びに施工に伴う調整、報告、申請、検査、セルフモニタリングによる確認・報告、市が行うモニタリングの協力等。なお、調整には、学校との調整も含む。）

（２） 施工の期間

工事全体のスケジュールに整合させ、受注者が計画する。整合させるスケジュールは設計及び施工期間の具体的な工程（別紙２）による。

（３） 施工体制及び監理技術者の配置

施工を遂行するにあたっては、建設業法の規定を遵守し、以下に示す有資格者等を配置し、施工着手前に市に提出する。

（ア） 建設業法第26条第2項に規定する監理技術者又は主任技術者を配置する。

（４） 報告及び書類・図書等の提出

受注者は、別紙５「提出書類一覧（施工）」に記す書類等を記載された時期までに遅延無く市に提出又は提示すること。また、施工計画、施工図等で市の承諾事項に係わるものについては、承諾が得られてから現場施工すること。

２ 施工の基本方針

（１） 施工計画・施工体制の妥当性

ア 「第1・10本事業のスケジュール」に示す施工期間で工事が完了する確実性、妥当性の高い施工計画・施工体制とする。

- イ 施工期間中における学校現場の安全確保を行う。
- ウ 施工に伴う学校教育環境への影響及び周辺地域への影響（騒音、振動、粉塵、車両通行等）に十分配慮する。
- エ 性能、工期、安全等を確保するため、責任が明確な体制を構築するとともに、統一的な品質管理体制とする。

(2) 環境負荷低減への配慮

- ア 施工段階においても、環境負荷の低減に配慮し、廃棄物の削減を図る。
- イ 既存設備の撤去時には、オゾン層破壊及び地球温暖化の防止に努める。

(3) その他

- ア 上記項目以外にも本工事の目的・基本方針を踏まえ、良好な教育環境の確保に配慮する。

3 施工に関する要求水準

(1) 一般的要件

- ア 児童生徒及び教職員、保護者等施設利用者の安全確保を最優先とし、必要な仮囲い等により安全対策を講じること。また、教育現場であることに配慮し、従事者に対して指導を行うなど、良好な教育環境を確保すること。
- イ 施工に伴う事故及び災害の防止に努めること。
- ウ 火気を使用する作業を実施する際は、火気取扱いに十分注意するとともに、作業場の養生、消火設備の設置等、火災防止の徹底を図ること。
- エ 工事範囲内の既設部分及び工事進入経路上の既設施設を破損しないように十分注意すること。また、破損の恐れがある部分については、必要な養生をすること。万が一、破損事故等が発生した場合は、速やかに市及び学校に連絡し、指示に従うこと。
- オ 大型車両を用いた資材等の搬出入作業や工事に伴う既設施設の一時的な停電、断水等で学校教育活動や学校周辺地域に影響を及ぼすことが予想される作業については、事前に市及び学校と日程及び作業方法を協議すること。
- カ 工事に伴う騒音・振動で学校教育活動や学校周辺地域に影響を及ぼすことが予想される作業については、事前に市及び学校と日程及び作業方法を協議すること。
- キ 環境負荷の低減に貢献するよう、施工期間中の廃棄物の削減等に配慮するとともに再生資源の積極的活用に努めること。
- ク 書類・図書等の提出に不備、不足がないことを確認するとともに、本要求水準書を満足していることを確認したことを示す要求水準チェックリストを工事段階ごとに作成し、事前に市に提出して確認を得ること。

(2) 工事前仮設、電気、水道等

- ア 工事前仮設、施工方法その他工事に必要な一切の手段については、受注者の責任において行う。

- イ 工事に必要な電力、水道、ガス等（以下、電力等という）の光熱水費については受注者負担とする。
- ウ 学校運営に支障のない範囲で、工事に必要な電力等を学校の施設から有償で使用できる。ただし、仮設メーターを設置するなどして使用量が明確にできるようにすること。
- エ 電気主任技術者の立会に要する費用等は、受注者負担とする。
- オ 仮囲いの範囲と種類、工事車両出入口位置、車両進入経路は原則、別紙6「仮設計画図（1期、2期、3期、4期）」のとおりとする。
- カ 工区分けによる施工範囲と既設使用範囲との境で別紙6に示す位置に仮設間仕切りを設置して施工すること。また、仮設間仕切りの仕様は別紙6に記載するものとする。

(3) 現場作業

- ア 現場作業時間は、原則、8時から17時までとする。
- イ 作業時間を作業の性質、進捗具合等により変更する場合は、事前に市及び学校と協議すること。
- ウ 3、(2)、オにより受注者が設置した仮囲いの範囲外で作業を行う場合は、事前に市及び学校と協議すること。
- エ 工事車両の運行は、登下校のピーク時に行わないようにすること。

(4) 工事現場の管理

- ア 建設業法等に規定されている現場標識を適切な場所に掲示すること。
- イ 学校敷地内での喫煙は禁止とする。
- ウ 従事者の学校敷地内での飲食は、原則、現場事務所、作業員詰所、工事用車両内で行うこと。
- エ 学校敷地内での工事用車両の駐車場は、原則、別紙6に示す仮囲い範囲内を無償で使用可能とする。それ以外の場所の使用が必要な場合は、事前に市及び学校と協議すること。
- オ 工事用車両は交通ルールを厳守し、学校敷地内及び近隣地域において、交通事故、交通障害等が発生しないように十分留意すること。
- カ 施工期間中、学校敷地内で使用を許可された場所等の管理は、受注者の責任にて適正に行うこと。また、工事完了時には原状復旧すること。

(5) 各種関係機関との調整等

- ア 施工に伴い必要となる電力、ガス、水道の供給会社等との調整、協議を必要に応じて行うこと。
- イ 施工に伴い既存の機械警備システム、防災システム、校内LAN設備等に支障が出る場合は、各システム等の設置又は管理業者と協議し、必要な措置を講じること。

(6) 各種申請等

ア 施工に伴い必要となる各種許可申請、届出等がある場合は、受注者の責任と費用において適切に実施すること。

(7) 部分使用及び部分引き渡し

ア 受注者は、予定工程（別紙2）に示す時期と範囲ごとに部分使用及び部分引き渡しに応じるものとし、使用又は引き渡しする部分について市の検査を受けること。また、検査の指摘には速やかに対応し、是正すること。

(8) 試運転調整、検査

ア 受注者は、施工が完了したら速やかに自主検査（試運転調整含む）を実施し、要求水準を満たしていることの確認を含め、検査の結果を市に報告すること。部分使用及び部分引き渡しする場合の当該部分の施工完了時も同様とする。

第4 仮設校舎の整備等に関する要求水準

1 基本事項

(1) 整備等の範囲

ア 仮設校舎の整備等には、以下を含む。

(ア) 仮設校舎の設置に関すること。

(イ) 仮設校舎の賃貸借に関すること。

(ウ) 既設校舎から仮設校舎、及び仮設校舎から既設校舎に移動する際の物品・設備の移設作業に関すること。また、既設校舎内の物品の移動に関すること。

(エ) 仮設校舎と既設校舎等をつなぐ渡り廊下の設置・撤去に関すること。

(オ) 既設校舎の長寿命化改良工事（以下、本体工事という。）の工区切替に伴う、仮設校舎の内装改修に関すること。

(カ) 既設校舎との電気設備等の接続に関すること。

(キ) 仮設校舎の撤去に関すること。

(ク) 仮設校舎及び渡り廊下の撤去後跡地の整地等に関すること。

(ケ) 職員仮設駐車場整備に関すること。

(コ) その他市から指示された事項に関すること。

(2) 仮設校舎設置の場所

原則、別紙7「仮設校舎配置図」に示した場所に設置する。ただし、現場調査したうえで、実際に配線及び配管できるかを確認すること。また、消防ルート等を阻害しないことも確認すること。

なお、設置にあたり障害となる花壇・遊具及び埋設物等については、受注者が撤去又は移設し、仮設校舎撤去後に原状復旧すること。ただし、市と協議の上、復旧不要と判断した場合はこの限りでない。また、設置にあたって支障となる樹木がある場合は、市と協議の上、枝払い等を実施すること。

(3) 仮設校舎の規模・間取り等

- ア 整備する教室等の種類、広さ及び間取りは別紙8「仮設校舎平面図（1期、2期、3期、4期）」を参考とする。
- イ 建物各部の仕様及び各室の設備機器類、備品類は別添－4「仮設校舎標準仕様・参考図」を参考とする。

(4) スケジュール

第3 施工要求水準、1. 基本事項（2）による。

(5) 現場作業

- ア 第3 施工要求水準、3. 施工に関する要求水準（3）ア、イ及びエによる。
- イ 受注者が設置した仮囲いの範囲外で作業を行う場合は、事前に市及び学校と協議すること。

(6) 仮設校舎の整備等に関する一般的要件

第3 施工要求水準、3. 施工に関する要求水準（1）による。

(7) 各種申請等

第3 施工要求水準、3. 施工に関する要求水準（6）による。

(8) 移設物処理

- ア 原状復旧するために移設する物は、受注者において責任を持って保管すること。なお、移設に当たっては現場着手前に原状を写真撮影しておくこと。
- イ 仮設校舎建設に際して支障を生ずる位置に、遊具または樹木等がある場合は、指示により移設若しくは移植するものとし、指示のあるものは復旧すること。ただし市が復旧不要としたものについてはこの限りではない。

(9) 渡り廊下

別添－4「仮設校舎標準仕様・参考図」を参考に渡り廊下（開放型）を設置すること。渡り廊下の床面は児童等が通行するにあたり支障とならないよう、滑りにくい仕上げとするとともに、雨天時に水たまりができないような構造とすること。また、給食の配膳ルートとしても使用するため、段差や急勾配がないようにすること。渡り廊下を設置する位置に排水桝、排水マンホールまたは電気ハンドホールがある場合は、開閉できる様にする

(10) 排水処理

- ア 工事にて給水設備を設置した箇所は、必ず排水設備を伴うものとし、市の指示する適

切な管等に接続すること。

イ 雨水排水は、敷地内雨水排水溝に放流すること。

ウ 仮設校舎・渡り廊下周囲に、必要に応じてU字溝とグレーチングを設置すること。また既設排水溝に接続し、雨水がグラウンドに溜まらないように留意すること。

(1 1) 提出書類

以下の書類を市の指示する日までに提出すること。なお、当該書類の記載内容に変更が生じたときは、必ず速やかに市に連絡すること。

ア 仮設建築物の許可申請に基づく通知書

イ 建築基準法に基づく建築確認済証及び検査済証（消防法に基づく届出も含む）

ウ 完成及び引き渡し報告書（学校長の確認印を得ること）

エ 工事中の写真（隠ぺい部分を含む）基礎、室内、天井裏、廊下等

オ 建物完成写真（全景2方向以上）

カ 資金計画書（建設工事費（完成時払い）、リース料（月々の支払い）、解体工事費（撤去時払い）に分けて記載のこと。）

キ 仮設校舎設置・撤去に係る工程スケジュール表

ク 仮設校舎撤去及び整地完了の写真

ケ 電気配線の弱電成端表

コ 屋外キュービクルのつなぎこみに伴う、電気主任技術者確認の報告書

サ 建築基準法に基づく申請時に添付した設計図書の電子データ

(1 2) 仮設校舎撤去跡地について

賃貸借期間完了後、仮設校舎及びそれに伴う設備配管等を解体撤去した跡地の整備に当たっては、要求水準書に基づいた資材を使用し、実施すること。仮設校舎設置時に敷いた碎石についても撤去し、原状復旧するものとする。

(1 3) その他

ア 電話・FAX・光ケーブル・緊急地震速報等の移設（往復）が必要な回線については、本契約後、速やかに西日本電信電話株式会社名古屋支店（TEL：0532-58-0631）、豊橋ケーブルネットワーク（TEL：0532-56-1231）と打合せを行い実施すること。なお、仮設校舎（往路）、既設校舎（復路）での動作確認も行うこと。また、移設に係る費用については、本工事に含むものとする。

イ 職員室等のサーバーの移設（往復）、アクセスポイント、充電保管庫の移設（往復）については、株式会社中部（TEL：0532-31-1111）と打合せを行い実施すること。なお、仮設校舎（往路）、既設校舎（復路）での動作確認も行うこと。また、移設に係る費用については、本工事に含むものとする。アクセスポイント、充電保管庫の移設先は、別添-5「アクセスポイント・充電保管庫移設リスト」による。

ウ 職員室、校長室の警備設備の移設（往復）については、セコム株式会社豊橋支社（TEL：0532-53-5261）と打ち合わせを行い実施すること。なお、仮設校舎（往路）、既設校舎（復路）での動作確認も行うこと。また、警備設備移設に係る費用（往復）については本工事に含むこと。

- エ 仮設校舎内の配膳室には市が指示する箇所に給食配送車からの受入口（シャッター）を設けること。その際、受入時に雨が当たらないように屋根を設け、配膳車の駐車スペースを砕石敷にするとともに、砕石敷は仮設校舎撤去時に原状復旧すること。また、配膳室の設計については、既設校舎の寸法等を参考とし、段差を作らない等、配膳作業に支障が出ないように配慮すること。
- オ 仮設校舎北側及び体育館北側について、本体工事施工期間中の職員用仮設駐車場とするため、別紙7に示す範囲に砕石を敷くこと。また、仮設校舎北側については、仮設校舎撤去後に運動場として使用できるよう、原状復旧すること。
- カ 仮設校舎の仕様は、本要求水準書に記載のない事項も含めて「学校環境衛生基準」を満たすようにすること。
- キ 仮設校舎の使用期間等に変更が生じた場合は、市と協議を行うこと。
- ク 学校は全面禁煙のため、従事者に周知し敷地内禁煙を徹底すること。
- ケ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成27年4月1日施行）を遵守すること。

2 仮設校舎整備の要求水準

(1) 仮設工事

- ア 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」（平成21年4月24日厚生労働省労働基準局長基発第0424002号）によるものとする。
仮囲い（H=1800以上 パネルフェンス）を設け、児童生徒等が容易に作業範囲内に入れないよう措置を講ずること。また、市と事前に設置範囲を協議すること。
- イ 建設現場標識等を設けること。（建設業法、建築基準法その他関係法令によるもの）
- ウ 仮設校舎設置にあたり、市と協議の上、運動場の一部を工事作業ヤードとして使用することができる。ただし、ヤードとして使用する部分は、工事後の使用に支障のないよう適切な養生等を行うこと。支障が生じた場合は原状復旧すること。

(2) 土工事

- ア 残土処分に当たっては、関係法令に従い、適正に処分すること。
- イ 掘削土を埋め戻しに使用するため、敷地内に仮置する場合は、市と協議の上、指定場所へ運搬し、雨水等で流出しないよう措置すること。
- ウ 敷地内敷均しの場合は、市と協議の上行うこと。
- エ 仮設校舎撤去後の運動場は原状復旧すること。その際、使用する砂は市と協議のうえ決定すること。
- オ 仮設校舎設置・撤去に伴って掘削を行った箇所の埋め戻しについては、十分に転圧を行うこと。その上で水溜まり等、仮設校舎跡地の雨水排水に支障のないよう敷き均すこと。後日水溜まり、凸凹沈下等児童生徒の活動に支障が出るような不備が認められるときは、改善すること。

(3) 内装工事

ア 使用材料

(ア) 床仕上げ材は次による。

- ・ビニル床シート 厚 2.0 (室内、廊下、便所、建物内)
- ・ノンスリップビニル床シート 厚 2.5 (手洗い、流し台廻りの水掛かり部)
- ・種類：FSタイプ (発砲層の無い複層ビニル床シート) とする。

(イ) 合板

新しい製品を使用する場合は、事前にカタログ等の資料を提出し市の承諾を得ること。仕上げ材、接着剤等のホルムアルデヒド放散量 ※ F☆☆☆☆

イ 内装仕上げ

(ア) 玄関・昇降口

普通教室と同等の構造及び仕上げとする。床は土間コンクリート、防塵塗装仕上げとする。(ABC商会ハードナー同等品以上) 出入り口部分は、犬走り、階段等を設けコンクリート打ちとする。

(イ) 内外装の納まり

使用者に危険な突起物がないよう処理(面取り、ヤスリがけ、保護材取付け等)すること。また、市及び学校が危険性を指摘した場合は改善すること。

(ウ) 庇

出入り口、接続部等には、庇、屋根を設けること。

(エ) 天井

居室の天井高は3mを標準とする。

天井材の設置方法はプレハブメーカー仕様とするが、地震等で容易に天井材が落下しないよう必要に応じて落下防止措置を講じること。

(オ) その他

特別教室、準備室等は、特段の指示がない限り普通教室と同等の仕様とする。

保健室・職員室等の管理諸室は、市と十分な打合せを行い、施工図等で承諾を受けること。

(4) ユニットその他工事

ア 既製家具等

合板類、MDF及びパーティクルボードとし、接着剤及び塗料のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。

イ 黒板、掲示板

黒板、掲示板の設置高さは床面より900mmを標準とする。

ウ カーテン・カーテンレール

教室、管理諸室等の外部に面する窓出入口及び廊下側窓、出入口全てに設置すること。ただし、市と協議の上不要となった場合はこの限りではない。

エ 玄関・昇降口

下足入れ、傘立ては既設を移設するか、不足する場合はリース品で対応すること。

下足入れ等は、転倒しないよう堅固に固定すること。

オ 手洗い流し

ステンレス製 W=1,800 H=600を原則とする。ただし、既設校舎の手洗い流し

の使用状況等を考慮し、高さを市と協議の上、調整すること。

カ スロープ・手摺り等

(ア) 車椅子、台車等の移動に支障の無いように通路床面全て（出入口等含む）の段差は極力無くすとともに、必要に応じてスロープ及び手摺を設けること。

(イ) 渡り廊下の横断部両側、既設校舎接続部には、スロープを設置する。スロープを設置する位置に排水桝、排水マンホールまたは電気ハンドホールがある場合は、開閉できる様にする事。

(ウ) 階段には、手摺を設置すること。

(エ) スロープ、手摺の設置は、法令等に定めのある場合はこれを遵守すること。また、法令等の定めによらないものも含め、スロープの勾配はできる限り緩やかな勾配となるように、また、手摺は利用しやすい造りとなるよう配慮すること。

キ 防球ネット

グラウンド側の窓、出入口全てに新設する。（出入口にあたる部分は、カーテン式とすること。）クレモネット（結束網）250デニール、37.5mmを標準とし、防球ネット周囲及び中央に補強鉄線を入れて張ること。

ネットの固定は、けがの原因となるような突起物等が露出しないように固定すること。又通行の支障にならないよう、十分考慮すること。

ク 消防用機器

消防法等関係法令に従い避難器具を設置すること。

ケ 消防用通路等

消防用通路が必要な場合は、巾4.0m以上、高さ4.0m以上とし、土間コンクリート打ちとする。又両側に1/15以下のスロープを設置すること。

(5) 外構工事等

ア 路盤材料 ※RC-40

イ アスファルト舗装

加熱アスファルト混合物等の種類（表層） ※密粒度アスファルト混合物

ウ 排水性アスファルト舗装

排水性舗装に使用するアスファルトの品質 ※改質アスファルトⅡ型

(6) 機械設備等

ア 換気設備

別添-4「仮設校舎標準仕様・参考図」を参考とし、法令等に基づき必要な換気量、換気回数を満たすものを設置すること。

イ 給排水衛生設備

(ア) 給水は、本体工事に支障の出ない適切な経路及び位置で敷地内既設給水配管より分岐し接続すること。

(イ) 汚水・雑排水は、桝を新設の上、本体工事に支障の出ない適切な経路及び位置で

既設汚水桝へ接続すること。

(ウ) 雨水排水は、落し口に桝を新設しV P φ100にて適切な既設桝又は側溝へ排水すること。

(エ) 手洗い場には、1箇所当たり水栓を3個以上設置すること。

(オ) 給水管の露出部分は凍結養生をすること。

(カ) 布設した配管等を撤去する場合、取合い部分は原則、原状復旧すること。原状復旧が難しい場合は市と協議し、材質、機能等が原状同等以上のもので復旧すること。ただし、協議の結果、復旧不要となった場合はこの限りでない。

ウ 冷暖房設備

別添－4「仮設校舎標準仕様・参考図」に示す各室に冷暖房機器を設置すること。室内機・室外機の台数、馬力等についての指定は行わないが、エネルギー使用量等に留意した上で、「学校環境衛生基準」に定める「28度以下17度以上」を保てる機器を選定すること。

エ ガス工事

調理室を設置する場合のガス種は、プロパンガスとする。

また、ガス工事（設置、敷設、撤去等）は供給会社の責任施工とする。

(7) 電気設備工事

ア 配線・配管工事

(ア) 電源の引き込みについては、市と十分に打合せを行った上で計画を立てること。

(イ) 冷暖房機器、コンセント、照明機器等の配線、配管工事を行うこと。

(ウ) 仮設現場盤（エアコン用ブレーカー、漏電検知器）を仮設校舎内に設置すること。

(エ) 弱電設備（放送、T V、T E L、防災、インターホン、防犯（セコム）、L A N）等の配線、配管工事を行うこと（既設からの移設、既設との接続、調整等含む）。

(オ) 既設校舎と仮設校舎を結ぶ弱電幹線は、両端を端子盤で成端し、仮設校舎完成後成端表を作成して、市に提出すること。

(カ) 既設校舎からの配線、配管工事は、本体工事の支障とならないように、市と十分打合せの上施工を行うこと。また、必要に応じて切り回し工事を行うこと。

(キ) 工期の切替時には、仮設校舎の運営に支障がないように、電源及び弱電設備等の配線、配管工事を行うこと。

(ク) その他、仮設校舎への電源供給等に関する全てのことは本工事に含むものとする。

イ 照明器具

(ア) 室内の照明は、別添－4「仮設校舎標準仕様・参考図」を参考として設置し、かつ500L Xを確保すること。

(イ) 調理器具庫・倉庫等の照明はガード付とする。

(ウ) 仮設校舎外部には、5間につき1箇所（F L20W×1相当、屋外型 ガード付）程度を設置すること。

ウ 消防用設備

消防法等関係法令に従い設置すること。又これにより必要な消防機器等の新設、増設、既設機器の改修を行うこと。又それに伴い必要となる一般機器の新設、増設、改修も行うこと。

エ 放送・通信設備等

- (ア) 本校舎、仮設校舎との電気設備の移設、弱電の敷地内配線等は本体工事に支障の出ない適切な経路及び位置で行うこと。
- (イ) 各部屋に壁掛式インターホンを設置し、既設校舎・仮設校舎すべてにおいて職員室と連絡できるようにすること。これに伴い必要な親機の移設・増設・改修を行うこと。
- (ウ) 仮設校舎の影響で屋外用放送設備の電波状況やスピーカーからの音の聞こえが悪化し、学校運営上支障が出る場合は、アンテナ、スピーカーの移設、増設等を行うことで支障がないようにすること。
- (エ) 仮設校舎の各室にLAN配線を設置し、使用ができるようにすること。また、既存CP室からのLAN配線・調整、必要に応じてHUB等の設定を行い、作動確認まで行うこと。
- (オ) 仮設職員室建設の際、既設職員室から、本市行政情報端末、愛知県旅費・給与端末の移設を行い、接続調整、動作確認まで行うこと。なお、光通信設備は仮設校舎に引き直すこと。
- (カ) 校内警備設備を移設し、動作確認まで行うこと。
- (キ) 移設したTV、パソコン、電話等は、移設前の状態と同じように調整すること。
- (ク) 仮設校舎から工事後の既設校舎へ機器（サーバ等）を戻す際は、受注者の負担により行うこと。
- (ケ) 既設校舎から仮設校舎へ配線を延ばす場合、既設校舎工事の支障とならないように、建具をアルミパネルに交換する等の対応をすること。
- (コ) 布設した配管等を撤去する場合、取合い部分は原則、原状復旧すること。原状復旧が難しい場合は市と協議し、材質、機能等が原状同等以上のもので復旧すること。ただし、協議の結果、復旧不要となった場合はこの限りでない。

(8) 化学物質の環境測定

下記の室の揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認すること。

ア 測定時期

測定は、仮設校舎の全ての工事（設備工事を含む）が完了した後に行う。

イ 対象物質

文部科学省「学校環境衛生基準（最新版）」に示された物質について測定を行う。
(ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン)

ウ 測定方法

文部科学省「学校環境衛生基準（最新版）」による。

エ 測定する室

- ・普通教室 2箇所（校舎完成直後の任意の1室、改修後に普通教室となる室）

- ・特別教室 3箇所（家庭科室、音楽室、理科室）
 - ・管理諸室 5箇所（保健室、配膳室、校長室、職員室、教育相談室）
- オ 検査結果、写真等を報告書にまとめ提出すること。

(9) その他

- ア 建物引き渡しまでの電気、水道、ガス等の料金（基本料金を含む）は、受注者が負担する。
- イ 工事期間中及び賃貸借期間中の火災、及び第三者に与えた障害等に対処出来るよう、保険等に参加するなど、事故等が起きても十分対処できるようにしておくこと。
- ウ 工事施工中に事故が発生した場合には、市に連絡するとともに、事故発生報告書を速やかに作成し、提出すること。
- エ 騒音・振動対策として、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達）」及び関連法規に規定を厳守し施工すること。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業（特定建設作業）及び建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規定」（建設大臣告示）により指定された建設機械を使用すること。
- エ 図示、特記無きものは、受注者の仕様とするが、事前に市に承諾を受けた上で施工すること。また図示がなくても、使用する上で必要なものは本工事のうちで施工すること。
- カ 仮設校舎の完成後クリーニングを行い、当該学校側へ建物の引き渡しを行うこと。

3 引越しに関わる要求水準

- ア 仮設校舎で授業を開始するにあたり必要な物品等を既設校舎より移設すること。また、既設校舎内での移設を行うこと。物品等の詳細は別添－6「物品移設リスト」参照のこと。移設作業は、仮設校舎設置後（1回）と、本体工事の工区変更に伴う仮設校舎の内装改修の前後（3回）、仮設校舎撤去前（1回）の合計5回とする。詳細な日程については、別途調整するものとする。
- イ 受注者は、市による備品等の引越しの円滑化のため、最大限の協力を行うこと。
- ウ 引越は、基本的には全て受注者が行うこと。ただし梱包作業は学校が行う。
- エ 基本的に物品移設リストを基に引越しを行うが、事前に追加等がないか市を確認すること。
- オ 移設・復旧する際の梱包材を市に確認して、必要数を用意すること。
- カ 既設校舎から機器等を移設する際、既設校舎の配線等切断部に仮設校舎へ移設していることを明示すること。
- キ 機器等の接続を行うこと。また動作確認まで行うこと。
- ク 家具、備品等転倒の恐れがあるものは、全て転倒防止金物で固定すること。
- ケ 引越の備品に関して、必要に応じて床補強を行うこと。